

# 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 6 月 1 日

株式会社アダストリア  
株式会社ゼットン

2024年6月1日

## 株式交換に係る事後開示事項

茨城県水戸市泉町3丁目1番27号  
株式会社アダストリア  
代表取締役社長 木村 治

愛知県名古屋市東区徳川町1001番地  
株式会社ゼットン  
代表取締役社長 鈴木 伸典

株式会社アダストリア（以下「アダストリア」といいます。）及び株式会社ゼットン（以下「ゼットン」といいます。）は、2024年3月21日付株式交換契約に基づき、2024年6月1日を効力発生日として、アダストリアを株式交換完全親会社、ゼットンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

### 記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2024年6月1日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過について  
会社法第784条の2の規定による手続を行った株主はおりませんでした。
  - 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
ゼットンは、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2024年5月10日付でゼットンの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となるアダストリアの

商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行ったゼットンの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について  
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過について  
本株式交換は、アダストリアにおいて会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
アダストリアは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2024 年 5 月 10 日付でアダストリアの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となるゼットンの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定における手続の経過について  
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりアダストリアに移転したゼットンの株式の数は、本株式交換によりアダストリアがゼットンの発行済株式の全部（ただし、アダストリアが所有するゼットン株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のゼットンの発行済株式総数からアダストリアが保有するゼットンの株式の数を除外した 3,160,343 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（6）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) アダストリアは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したアダストリアの株主はおりませんでした。
- (2) ゼットンは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 4 月 25 日開催の定時株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。
- (3) アダストリアは、本株式交換に際して、基準時のゼットンの株主（ただし、アダストリアを除きます。）に対し、ゼットンの普通株式に代わり、その保有するゼットンの普通株式数の合計に 0.36 を乗じた数のアダストリアの普通株式を割当交付いたしました。なお、アダストリアが割当交付した普通株式の数の合計は 1,137,723 株であり、その全てをアダストリアが保有する自己株式により充当したため、新たな株式発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換により、アダストリアの資本金及び準備金は増加いたしません。
- (5) ゼットンの普通株式は、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場において、2024 年 5 月 30 日付で上場廃止となりました。
- (6) ゼットンは、ゼットンが保有する自己株式 1,257 株の全部を、2024 年 5 月 14 日開催の取締役会の決議により、基準時において消却いたしました。

以上